

令和元年8月28日

第93回 神戸市個人情報保護審議会

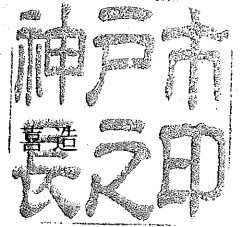
障害者見守り支援事業における
個人情報の収集及び利用について

(保健福祉局)

神保障支第2859号
令和元年8月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課

【収集内容】

◎…条例第7条第3項に該当する情報

■福祉情報システムから抽出する情報

- ・郵便番号
- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日
- ◎障害程度（身体障害者・知的障害者）
- ◎障害種別（身体障害者）
- ◎障害区分（身体障害者）
- ◎等級（精神障害者）
- ◎障害福祉サービス支給決定情報
- ◎障害福祉サービス利用情報
- ◎重度心身障害者介護手当受給情報
- ・要配慮者

■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

- ◎入所している施設または入院している病院
- ◎受給中の福祉サービス
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・同居者の有無（本人との関係）
- ・緊急連絡先（本人との関係）
- ・災害時個別支援計画の有無
- ・更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）

神保障支第2859号
令和元年8月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課

【利用及び提供する内容】

■福祉情報システムから抽出する情報

- ・郵便番号
- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日
- ・障害程度（身体障害者・知的障害者）
- ・障害種別（身体障害者）
- ・障害区分（身体障害者）
- ・等級（精神障害者）
- ・障害福祉サービス支給決定情報
- ・障害福祉サービス利用情報
- ・重度心身障害者介護手当受給情報
- ・要配慮者

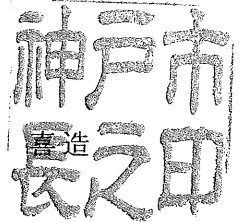
■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

- ・入所している施設または入院している病院
- ・受給中の福祉サービス
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・同居者の有無（本人との関係）
- ・緊急連絡先（本人との関係）
- ・災害時個別支援計画の有無
- ・更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）

神 保 障 更 第 2 9 9 号
令 和 元 年 8 月 2 8 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局 障害福祉部 更生相談所

提供する内容

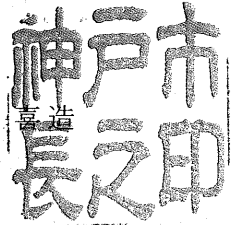
【福祉情報システム登録情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・身体障害者種別
- ・身体障害者障害程度
- ・身体障害者障害区分
- ・知的障害者障害程度
- ・要配慮者

神保保精第844号
令和元年8月26日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局 保健所 精神保健福祉センター

提供する内容

【福祉情報システム登録情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・精神障害者保健福祉手帳等級
- ・要配慮者

神保障支第2859号
令和元年8月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当課：保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課

【電子計算機処理内容】

◎…条例第 11 条第 2 項に該当する情報

■福祉情報端末から抽出する情報

- ・郵便番号
- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日
- ◎障害程度（身体障害者・知的障害者）
- ◎障害種別（身体障害者）
- ◎障害区分（身体障害者）
- ◎等級（精神障害者）
- ◎障害福祉サービス支給決定情報
- ◎障害福祉サービス利用情報
- ◎重度心身障害者介護手当受給情報
 - ・要配慮者

■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

- ◎入所している施設または入院している病院
- ◎受給中の福祉サービス
 - ・電話番号
 - ・FAX番号
 - ・同居者の有無（本人との関係）
 - ・緊急連絡先（本人との関係）
 - ・災害時個別支援計画の有無
 - ・更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）

障害者見守り支援事業における個人情報の収集及び利用について

1. 背景・趣旨

近年、障害者数の増加に伴い、障害の重度化、障害者の高齢化への対応や、介護者の高齢化による「親なき後」に備える必要性が求められており、一方で、孤立化や虐待などが社会的な問題となっている。

特に、高齢の親世代は障害がある子の障害福祉サービスの利用をためらいがちであり、また、地域とのつながりが乏しい状況で、障害者の特性がゆえに、困っていることを相談出来ないまま過ごしている間に深刻な状況に陥る可能性があり、外からのアプローチがなければ、こうした事案は見過ごされ、結果的に虐待などの重大な結果を生じる恐れがないとは言えない。

神戸市においては、順次開設している障害者支援センター（以下「センター」という。）へ障害者見守り支援員を配置し、地域で暮らす障害者の状況を把握するための事業を進めようとしているところである。障害者見守り支援員を中心に、基本情報となる対象者の見守り支援台帳（以下「台帳」という。）作成、及び関係機関との共有を行い、もって、障害者が孤立化することのないよう必要な支援につなぎ、虐待など重大事案の未然防止・早期発見につなぐことが、本事業の目的とするところである。

また、大規模災害時には、台帳を元に要援護者支援に活用することも想定している。

2. 対象者

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級を所持している障害児者約 40,000 人

3. 実施方法

- (1) 神戸市（障害者支援課）が福祉情報システムから情報を抽出し、表計算ソフト（市販ソフトウェア）にて台帳を作成する。
- (2) 台帳を元に、障害者支援課が郵送調査を実施。センターは回収した結果を台帳へ記載。
- (3) 障害者支援課が上記台帳を電子記録媒体（暗号化機能付の USB メモリ）へデータ複写を行い、センターに提供する。センターは、日常業務の中で、本人から得た情報（同居者の有無・緊急連絡先など）を台帳に加えていく。
随時、各区健康福祉課や障害者地域生活支援センターと関わりのある障害者を把握し、その情報も台帳に加えていく。
- (4) 台帳を元に、見守り支援が必要な対象者へ訪問等を実施し、本人の状況や家庭環境、困りごとなどの聴き取りから、必要な障害福祉サービスにつないでいく。

4. 効果

- (1) 障害者支援課が把握している障害者等の情報を台帳に一元化し共有することにより、センター

(障害者見守り支援員)が、見守りが必要な障害者等についての確に把握し、効率的に見守り活動を行うことができ、支援が必要となった場合には速やかに各区健康福祉課、地域生活支援センターと連携して適切なサービスにつなげることが可能となる。

- (2) 整備した台帳は、将来的に必要な調査やアプローチを実施することで、サービスが必要な方に適切なサービスにつなげる、未然に孤立や虐待を防止に努めるといった、障害者が安心して生活できる地域見守り体制を構築するための基礎資料として活用する。
- (3) 大規模災害時には要援護者支援に台帳を活用する。

5. 実施計画

令和元年9月 対象者を抽出し台帳作成、センターへ提供

10月以降、順次

- センターは必要な障害者につき、各区健康福祉課と地域生活支援センターと情報共有
- 緊急性の高い障害者からアプローチ

6. 処理件数等

約 40,000 件 (身体障害者手帳 1・2 級、療育 A、精神保健福祉手帳 1 級の手帳を所持者)

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

なお、台帳管理はセンターが行う。センターを運営する法人とは「障害者見守り推進事業」に関して委託契約を締結しており、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約約款や覚書に基づき、厳格に管理する。

(1) システム上の保護

【障害者支援課】

- ・福祉情報システム端末にてデータ管理を行い、当該データにパスワードを設定し、操作を関係職員に限定する。
- ・データ提供等に使用する電子記録媒体 (USB メモリ) は暗号化機能付のものを使用し、センターへ提供する。電子記録媒体の使用状況については、使用者や業務システム管理者の許可の有無、使用目的、使用後のデータ削除などを台帳に記録して管理する。この管理台帳は、5年間保管とする。

【センター】

- ・電子記録媒体にてデータ管理を行い、紙媒体及び電子記録媒体は、施錠管理を行っている保管庫内

に保管する。出力した台帳も同様とする。

【各区健康福祉課・地域生活支援センター】

- ・紙媒体は施錠管理を行っている保管庫内で保管。

(2) 運用上の保護

【障害者支援課】

- ・保有する必要がなくなったデータは直ちに消去し、電子記録媒体は、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ・データを記録した電子記録媒体を持ち出す際には、複数の市職員が公用車を使用して持参し、センター事業責任者に確実に手渡す。

【センター】

- ・電子記録媒体の閲覧は、外部との接続ができない、指紋認証で処理権限を制限したパソコンで行い、パソコン本体には複写しない。
- ・個人情報記載された紙媒体は、施錠可能な保管庫・什器に収納し適正に管理するほか、保有する必要がなくなった場合は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ・台帳処理権限を付与する職員は障害者見守り支援員とセンター事業責任者の2名とし、年に1回、指紋認証を行い、権限を付与した職員名簿を障害者支援課に提出する。
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理については、年に1回行うセンターの実地調査の際に、障害者支援課が点検を行う。

【各区健康福祉課・地域生活支援センター】

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

障害者見守り支援の対象者【イメージ】

障害者手帳所持者(約11万人)

身体3～6級、療育B1・B2、精神手帳2、3級

見守り支援台帳

身体1・2級(34,114人)療育手帳A(4,758人)

精神手帳1級の手帳所持者(1,261人)計40,133人が対象

関係機関が関わっている障害者
(区や障害者地域生活支援センター、
障害者支援センター)

障害福祉サービス
利用中の障害者

郵送調査により見守り支援対象外(家族と同居・本人が就労中など)

上記以外の「つながり」がない障害者(≡アプローチ対象者)

